

2 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の推進

(1) 基礎調査の対象箇所の的確な設定

勸 告	説明図表番号
<p>(基礎調査の対象箇所)</p> <p>基礎調査は、土砂災害防止法第4条第1項において、国土交通省が定めた基本指針に基づき行うこととされている。基本指針では、土砂災害が発生するおそれがある土地の調査として、①土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出し、②当該箇所について、地形、地質、降水、植生等の状況、土砂災害対策施設等の設置状況及び過去の土砂災害に関する調査を行い、③土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第2条に規定する警戒区域の指定基準に基づき把握することとされている。</p> <p>しかし、基本指針では、土砂災害が発生するおそれがあるとして基礎調査の対象とする箇所（以下「基礎調査の対象箇所」という。）の抽出方法について、「地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じて現地確認を行う」等とされているのみで、国土交通省において、このほかに具体的な抽出の考え方は示されていない。</p>	<p>表 2-(1)-①</p>
<p>(基礎調査の対象箇所を抽出する箇所)</p> <p>一方、土砂災害防止法が施行される前から、関係省庁により土砂災害が発生するおそれがある箇所等として把握されているものとして、次の①国土交通省所管の土砂災害危険箇所、②林野庁所管の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区）、③農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所がある。</p>	<p>表 2-(1)-②</p>
<p>① 国土交通省所管の土砂災害危険箇所</p> <p>国土交通省では、土砂災害が発生するおそれがある箇所について一定の期間の間隔を置いて都道府県に調査依頼を行い、土砂災害危険箇所として把握しており、全国で52万5,307か所（急傾斜地崩壊危険箇所等33万156か所、土石流危険渓流等18万3,863か所、地すべり危険箇所1万1,288か所）となっている。これら土砂災害危険箇所の地形要件は、土砂災害防止法における警戒区域の地形要件と類似しており、国土交通省では、実質的に基礎調査の対象箇所として取り扱っている。</p>	<p>表 2-(1)-③</p>
<p>また、この土砂災害危険箇所については、土砂災害防止法に基づく基礎調査が開始されたことに伴い、土砂災害が発生するおそれがある箇所は基礎調査により新たに把握されるため、国土交通省では、平成14年度（地すべり危険箇所は平成10年度）に公表されたものを最後に新規把握を行っていないが、基本指針、警戒避難ガイドライン及び避難勧告ガイドラインにおいて、基礎調査が未実施の地域においても、土砂災害危険箇所の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて避難体制を強化する必要がある旨が規定されている。また、平成26年8月の広島土砂災害を受けて同年9月に内閣府、消防庁及び国土交通省が実施した</p>	<p>表 2-(1)-④～⑥</p>
<p>「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検」においても、土砂災害防止法</p>	<p>表 2-(1)-⑦</p>

<p>上は警戒区域等の指定を受けて整備することになる警戒避難体制の点検の対象とされるなど、土砂災害危険箇所は基礎調査の未実施箇所における土砂災害が発生するおそれがある箇所として取り扱われている。</p>	
<p>② 林野庁所管の山地災害危険地区</p> <p>林野庁では、森林管理局に調査させるとともに、都道府県にも調査依頼を行い、山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質等からみてその危険度が一定の基準以上のものについて、山地災害危険地区として把握しており、平成 24 年度末時点で、全国で 18 万 4,129 か所（山腹崩壊危険地区 6 万 9,403 か所、地すべり危険地区 5,940 か所、崩壊土砂流出危険地区 10 万 8,786 か所）となっている。</p>	<p>表 2-(1)-⑧</p>
<p>また、避難勧告ガイドラインにおいて、関係市町村は、必要に応じ、山地災害危険地区について都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認するものとされている。</p>	<p>表 2-(1)-⑥（再掲）</p>
<p>③ 農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所</p> <p>農林水産省農村振興局では、地方農政局を通じて都道府県に調査依頼し、地すべりにより農地等へ被害が生じるおそれのある箇所について、地すべり危険箇所として把握しており、全国で約 4,400 か所（地すべり防止区域 1,969 か所（平成 27 年 10 月時点）、地すべり危険地 2,408 か所（平成 24 年 3 月時点））となっている。</p>	<p>表 2-(1)-⑨</p>
<p>（国土交通省所管の土砂災害危険箇所との関係）</p> <p>林野庁所管の山地災害危険地区のうち、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、国土交通省所管の土砂災害危険箇所の急傾斜地崩壊危険箇所等及び土石流危険溪流等と、斜面地の崩壊及び土石流・土砂流出という点でそれぞれ類似する部分はあるが、関係機関において、斜面地の崩壊等を防止するための行為規制やハード対策を講ずる場合に適用する法律・制度が、林野庁の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林、国土交通省の急傾斜地崩壊危険箇所等及び土石流危険溪流等は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地となっており、法体系や事業を実施する目的等が異なっている。このため、調査に当たり関係機関で必ずしも協議することを要さず、各制度の所管部局において、それぞれの調査に基づき必要な範囲の土地を把握している状況である。</p>	
<p>一方、地すべりについては、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）において、</p>	<p>表 2-(1)-⑩</p>
<p>同法に基づく地すべり防止区域の指定及び管理を行う主務大臣が、地すべり地域の区分ごとに国土交通大臣又は農林水産大臣で分けられている。また、林野庁所管の山地災害危険地区の地すべり危険地区及び農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所（以下</p>	<p>表 2-(1)-⑪</p>

「農林水産省所管の地すべり危険箇所」という。)並びに国土交通省所管の土砂災害危険箇所の地すべり危険箇所については、調査する段階で関係機関が所管を協議することとされていることから、山腹崩壊危険地区と急傾斜地崩壊危険箇所等の場合や崩壊土砂流出危険地区と土石流危険溪流等の場合に比して、国土交通省所管の地すべり危険箇所と農林水産省所管の地すべり危険箇所の場合は同一の土地について重複して設定される可能性は低い。

(基礎調査の完了目標の設定)

広島土砂災害では、警戒区域の指定や、その前段階の基礎調査が進んでいない等の課題が明らかとなり、平成 26 年 11 月に土砂災害防止法が改正された。この改正を受けて、国土交通省は、平成 27 年 1 月に基本指針を変更し、①都道府県は、おおむね 5 年程度で、管内における土砂災害のおそれのある箇所全てについて一通り基礎調査を完了させることを目標として、完了予定年度も含めた実施目標を速やかに設定すること、②国は、都道府県から定期的に進捗状況の報告を受け、都道府県の実施目標及び進捗状況を公表するとともに、遅れている都道府県に対しては理由を確認し、基礎調査の早期完了のため必要な措置を講ずること等を定めた。

これを受けて、国土交通省は、都道府県から、設定した基礎調査の実施目標の報告を求め、その結果を公表しており、平成 31 年度までに全ての都道府県において、基礎調査を完了する予定となっており、完了した際の警戒区域の総区域数の推計値は全国で約 65 万か所(平成 27 年度末時点)とされている。

また、「国土強靱化アクションプラン 2016」(平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部)では、土砂災害の危険性のある区域を明示するための基礎調査について平成 31 年度末を目標に完了させるため、確実な実施を支援するとされている。

【調査結果】

農林水産省所管の地すべり危険箇所は、上記のとおり、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区に比して、土砂災害危険箇所と重複して設定されている可能性が低い。ため、基礎調査の対象箇所を土砂災害危険箇所のみとした場合に基礎調査の対象から漏れる可能性が高い。今回、調査対象 17 都道府県における農林水産省所管の地すべり危険箇所の基礎調査の実施状況を調査した結果、次のとおり、基礎調査を実施中又は今後実施するとする都道府県においては、農林水産省所管の地すべり危険箇所について、基礎調査の対象箇所の抽出は、目標数に計上された土砂災害危険箇所について基礎調査を実施する都度、当該危険箇所の周辺地域を調べながら行うこととしているため、基礎調査の対象箇所はあらかじめ分からないとするものがみられた。これらの中には、a)都道府県が基礎調査を進めるに当たり作成しているマニュアルにおいて、基礎調査の対象箇所を抽出する箇所として土砂災害危険箇所は明記されているが農林水産省所管の地すべり危険箇所は明記されていないものや、b)農林水産省所管の地すべり危険箇所は農地等を対象に設定されるものであるため基礎調査の対象箇所となることはほとんどないと

表 2-(1)-⑫

表 1-⑩ (再掲)

表 2-(1)-⑬

表 2-(1)-⑭ -
i、ii

表 2-(1)-⑮

するものなどがみられた。

- ① 基礎調査を実施済み等とするもの（6 都道府県）
 - i) 基礎調査の対象箇所を全て抽出し、その全てについて基礎調査を実施済みとしている都道府県（4 都道府県）
 - ii) 基礎調査の対象箇所として抽出すべき箇所を精査した結果、基礎調査の対象箇所がなかったとしている都道府県（2 都道府県）
- ② 基礎調査を実施中又は今後実施するもの（11 都道府県）
 - i) 基礎調査の対象箇所をできる限り抽出した上で、平成 31 年度までに基礎調査を実施する目標数に計上しているとしている都道府県（1 都道府県）
 - ii) 基礎調査の対象箇所の抽出は、目標数に計上した土砂災害危険箇所について基礎調査を実施する都度、当該危険箇所の周辺地域を調べる中で行うこととしており、その対象箇所はあらかじめ分からないため、平成 31 年度までに実施する目標数には計上していないなどとしている都道府県（10 都道府県）

表 2-(1)-⑯

他方、この農林水産省所管の地すべり危険箇所については、農林水産省による調査結果（注 1）で、上記 17 都道府県の管内に 3,517 か所、うち地すべりにより被害を与える可能性のある人家（以下「保全対象人家」という。）（注 2、3）のある箇所が 2,350 か所（66.8%）あるとされており、その保全対象人家の戸数は、警戒区域の指定基準における土地の区域の範囲と異なるものの、i) 50 戸以上のものが 162 か所（林野庁所管 92 か所、農村振興局所管 70 か所）、ii) 10 戸以上 50 戸未満のものが 1,093 か所（林野庁所管 504 か所、農村振興局所管 589 か所）、iii) 5 戸以上 10 戸未満のものが 517 か所（林野庁所管 332 か所、農村振興局所管 185 か所）で、延べ 50,586 戸あるとされている。これらの保全対象人家が、全て警戒区域の対象区域内に立地するとは限らないが、基礎調査の対象箇所を抽出するに際し、十分に留意することが求められる。

表 2-(1)-⑰

- （注）1 林野庁所管のものは平成 24 年時点、農村振興局所管のものは 28 年時点（農林水産省において保有している最新のもの）
- 2 林野庁所管の地すべり危険地区に係る保全対象人家には、工場、旅館、社寺など、住居の用に供する家屋以外のものも含まれる。また、保全対象人家のない地区においても、官公署、学校、病院、道路など保全対象となる公共施設がある。
- 3 農村振興局所管の地すべり危険箇所に係る保全対象人家には、住居の用に供する家屋以外のもの（工場、旅館、社寺等）は含まれていない。

【所見】

したがって、国土交通省は、土砂災害が発生するおそれがある箇所における基礎調査の的確な実施を確保する観点から、都道府県に対し、基礎調査の対象箇所の抽出を行うに当たっては、地形や土地の利用状況等を踏まえて農林水産省所管の地すべり危険箇所についても基礎調査の必要性を検討し、新たに基礎調査の対象箇所とすべき土地の区域が認められた場合には、確実に基礎調査が実施されるよう改めて助言する必要がある。

表 2-(1)-① 基礎調査の対象箇所に関する規定

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

<抜粋>

（基礎調査）

第 4 条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね 5 年ごとに、第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2・3 （略）

○ 土砂災害防止対策基本指針（平成 27 年国土交通省告示第 35 号）<抜粋>

二 法第 4 条第 1 項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査

土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査として、次に掲げるものを行う。

(1) 土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出

急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる箇所について、地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じ現地確認を行うことにより、その位置の把握及び予想される土砂災害の発生原因の特定を行う。

なお、同一の土地において急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが輻輳して発生することがあることから、これらの土砂災害の発生原因ごとに、もれなく状況を把握するよう努める。

(2) 地形、地質、降水、植生等の状況に関する調査

（略）

(3) 土砂災害防止施設等の設置状況に関する調査

（略）

(4) 過去の土砂災害に関する調査

（略）

(5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の把握

以上の調査結果を踏まえ、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域の範囲を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 2 条に規定する基準に基づき把握する。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）

<抜粋>

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第 2 条 法第 7 条第 1 項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ 急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地の区域であって、高さが 5 メートル以上のものに限る。以下同じ。）

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

(1) イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が 10 メートル以内のもの

(2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍（当該距離の 2 倍が 50 メートルを超える場合にあっては、50 メートル）以内のもの（急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が 5 平方キロメートル以下であるものに限る。第 7 条第四号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であって、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が 2 度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。以下同じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地滑り区域及び当該一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該地滑り区域の境界線の投影（以下この号において「境界線投影」という。）のうち当該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方向をいう。以下この号及び次条第三号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定境界線投影」という。）を、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上の二本の直線間の距離（当該距離が 250 メートルを超える場合にあっては、250 メートル）だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域（地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ② 土砂災害防止法の枠組み以外で土砂災害が発生するおそれがある箇所等として把握されている危険箇所等

所管	種類		概要	箇所数
国土交通省	土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所等	傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼすおそれがある箇所及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所	330, 156
		土石流危険溪流等	土石流の発生危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれがある溪流及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所	183, 863
		地すべり危険箇所	地形・地質・過去における発生の事実等から地すべりのおそれがあると考えられる箇所	11, 288
		計	—	525, 307
林野庁	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区	69, 403
		地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある地区	5, 940
		崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれがある地区	108, 786
		計	—	184, 129
農林水産省 農村振興局	地すべり危険箇所		地すべりによる災害が発生するおそれがある地区	約 4, 400

- (注) 1 国土交通省及び農林水産省の資料等に基づき、当省が作成した。
 2 土砂災害危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険箇所等及び土石流危険溪流等は平成 14 年度公表値であり、地すべり危険箇所は 10 年度公表値である。
 3 山地災害危険地区は、平成 24 年度末時点の数値である。
 4 農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所は、地すべり等防止法に基づく指定区域である「地すべり防止区域」(平成 27 年 10 月 2 日現在 1,969 か所)と、それ以外の「地すべり危険地」(平成 24 年 3 月 31 日現在 2,408 か所)の合計を概数で記載した。

表 2- (1) - ③ 土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域の地形要件の相違

区 分	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	
地形要件	急傾斜地	傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地	傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地
	被害想定区域	急傾斜地の①上端から水平距離が急傾斜地の高さ以内、②下端からの水平距離が急傾斜地の高さの 2 倍以内 (50 メートル以内)	急傾斜地の①上端から水平距離が 10 メートル以内、②下端からの水平距離が急傾斜地の高さの 2 倍以内 (50 メートル以内) (急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
	土石流	谷型の地形をしているところ (同一等高線上での谷幅より同一等高線上で最も奥に入った地点の奥行が長い箇所)	その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川(当該上流の流域面積が 5 平方キロメートル以下)
	土石流危険区域	土石流が発生する区域から河床勾配 3 度 (火山砂防地域では、土石流発生実績がある場合は実績値、ない場合は 2 度) になる地点まで	扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域 (土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
	地すべり	地すべりの発生するおそれのある箇所 で地すべり等防止法第 51 条に基づく建設大臣所管 (当時) になり得るもの	地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) (地すべりが発生した場合において、地形の状況により明らかに地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
	地すべり危険区域	土砂災害危険箇所の範囲に、土塊が移動した場合の到達範囲を含めた区域 (地すべりブロックの長さ及び幅の 2 倍に相当する区域)	地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離 (最大 250 メートル) の範囲内の区域
	被害想定区域	(地すべりが溪流に係る場合) 危険区域の範囲に、移動した土塊が河川を閉塞した場合の考えられ得る最大規模の上下流の被害想定区域を含めた区域 (地すべり危険区域以外の湛水域及び下流の氾濫区域)	

(注) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令、「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について (依頼)」(平成 11 年 11 月 30 日付け河傾発第 112 号) の別添「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」等に基づき、当省が作成した。

表 2- (1) - ④ 土砂災害防止対策基本指針（平成 27 年国土交通省告示第 35 号）＜抜粋＞

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

（略）

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、まず、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要があるが、基礎調査が未実施の地域においても、土砂災害危険箇所の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて避難体制を強化する必要がある。さらに中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

（注） 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑤ 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 19 年 4 月国土交通省砂防部。27 年 4 月改訂）＜抜粋＞

第 2 章 土砂災害の危険性の周知

1. 土砂災害警戒区域等の周知

- 市町村は、土砂災害警戒区域において警戒避難体制を整備する。土砂災害警戒区域ごとに、住民に対して、土砂災害の危険性、避難場所・避難経路等を周知する。
- 土砂災害警戒区域が未指定の地域においても、都道府県の基礎調査が完了し、土砂災害警戒区域に相当する区域が明らかにされている場合は、区域指定を待つことなく、土砂災害警戒区域に相当する区域をもとに警戒避難体制の整備を進めることが望ましい。
- 基礎調査が未実施の地域においても、基礎調査の実施を待つのではなく、土砂災害危険箇所の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民に十分周知するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制に準じて体制整備に努める。

（注） 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑥ 避難勧告等に関するガイドライン（発令基準・防災体制編）（平成 17 年 3 月内閣府。29 年 1 月改定）〈抜粋〉

4 土砂災害の避難勧告等

4.1.2 避難勧告等の発令対象地域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多く、避難勧告等は一定の地域からなる発令地域毎に発令されることが多いが、次に記す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の対象となる。

なお、適時適切な避難行動をとるためには、平時から自宅が土砂災害警戒区域・危険箇所等に該当するか否かを居住者等が自ら把握しておくことが必要である。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（都道府県が指定）
（略）

(2) 土砂災害危険箇所（都道府県が調査）

土砂災害危険箇所は、都道府県が調査し、都道府県の出先事務所、市町村にも配布されており、インターネット上でも都道府県別に閲覧することが可能である。

以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地
- ② 土石流危険渓流の被害想定区域：渓流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域
- ③ 地すべり危険箇所の被害想定区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する区域おそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

(3) その他の場所

土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。

また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難勧告等の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。

注 都道府県林務担当部局及び森林管理局が、山腹崩壊等の危険性がある箇所を「山地災害危険地区」として把握し、関係市町村に提供しており、必要に応じ、都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑦ 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検について（要請）（平成 26 年 9 月 2 日付け府政防第 1010 号、消防災第 234 号、国水砂第 27 号）＜抜粋＞

府政防第 1010 号
消防災第 234 号
国水砂第 27 号
平成 26 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長殿
各都道府県砂防主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官
消防庁国民保護・防災部防災課長
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長

土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検について（要請）

（略）

さて、このたびの広島市における大規模な土砂災害による甚大な被害が発生したことに鑑み、土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検を行いたく、別紙実施要領にもとづき貴都道府県が各市町村と連携して実施していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

別紙

「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検」実施要領

1 目的

「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検」は、平成 26 年 8 月 20 日に発生した広島市における大規模な土砂災害の発生を踏まえ、行政の体制整備に係る緊急点検を行うものです。具体的には、土砂災害危険箇所（以下、「危険箇所」という。）について、危険箇所であることの周知状況、情報伝達体制の整備状況、避難場所の周知状況、防災訓練の実施状況等の警戒避難体制に係る現状について点検を行うものです。

2 点検内容

全国の危険箇所（約 53 万箇所）について、市区町村における警戒避難体制の平成 26 年 10 月 1 日現在の整備状況を点検する。具体的には以下の項目の現状について、危険箇所ごとに確認する。

- (1) 危険箇所であることの周知状況 (略)
- (2) 避難勧告の発令等 (略)
- (3) 情報伝達の方法 (略)
- (4) 避難場所の周知状況 (略)
- (5) 防災訓練の実施状況 (略)

3・4 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑧ 山地災害危険地区調査要領（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 林整治第 514 号）〈抜粋〉

(山腹崩壊危険地区)

(1) 保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、及び住宅地図等の既存の資料及び聴き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を調査対象地区として選定する。

ア 次のいずれかに該当する地区であって、山腹崩壊（落石を含む。以下同じ。）により、官公署、学校、病院、道路（一般の交通の用に供されている林道及び農業用道路を含む。）等の公用若しくは公共用施設又は人家（工場、旅館、社寺等を含む。）（以下「公共施設等」という。）に、直接被害を与えるおそれのあるもの。

(ア) 「山地災害危険地区の再点検について」（平成 18 年 7 月 30 日付け 18 林整治第 520 号林野庁長官通知）に基づく調査より、山腹崩壊危険地区と判定された地区

(イ) 山腹崩壊土砂が公共施設等に影響を及ぼすおそれがある集水区域内の最高点から高さの 5 倍に相当する距離の範囲内又は公共施設等から見通し角が 11 度以上ある山稜が存在する区域の範囲内に、公共施設等の保全対象が存在する地区

（なお、保全対象が道路のみの場合は、現に山腹崩壊が発生している地区又は山腹崩壊が発生するおそれのある地区）

(ウ) 次に掲げる地区において、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある地区の市町村

- a 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域
- b 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法（平成 27 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の南海トラフ地震対策推進地域の市町村
- c 日本海溝・千島海溝周辺型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の地域の日本海溝・千島海溝周辺型地震防災対策推進地域の市町村
- d 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震調査研究推進本部の地震調査委員会で公表した「全国地震動予測地図 2016 年版」による今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる可能性の確率が高い地域（3.0%以上）
- e 活断層から 15 キロメートル以内の地域
- f 過去発生した地震により、公共施設等に大規模な被害が発生した市町村

(エ) 落石が発生するおそれがある地区

(オ) 過去の災害の様態、学識経験者等の意見、地元の住民等からの聴き取りにより災害のおそれがあると判定された地区

イ 山腹工施工地区であって、公共施設等を直接保全するもの

(2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれがある区域（ただし、1 の(1)のアの（エ）の地区においては、発生源の区域及び落下斜面の区域を合わせた区域）を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を勘案して定めるものとする。

注 「ひとまとまり」とは、調査対象地で調査した集水区域（保全対象を囲む一つの斜面）を基本単位として、その範囲は次のとおりとする。

- ① 山腹崩壊危険地区の対策工の工種・工法を一体となって計画しなければならない範囲で区切るものとする。
- ② 保全対象が連続している場合は、警戒避難から見て一体となって行わなければならない範囲で区切るもの（小さな尾根で区切られるもの等）とする。

(地すべり危険地区)

(1) 地すべり防止区域台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既往の資料及び聞き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を、調査対象地区として選定する。

ア 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号、以下「法」という。）第 3 条により地すべり防止区域に指定された地区（法第 51 条第 1 項第 2 号に係るものに限る。以下「林野庁所管地すべり防止区域」

という。)

イ ア以外の区域であって地すべり（地すべり性崩壊を含む。）している区域又は地すべりするおそれのある区域（以下「地すべり区域」という。）のうち次のいずれかに該当し、地すべりにより、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域（地すべり区域に隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きいもの（以下「誘発助長地域」という。）を含む。）

（ア）「山地災害危険地区の再点検について」（平成 18 年 7 月 3 日付け 18 林整治第 520 号林野庁長官通知）に基づく調査より、地すべり危険地区と判定された地区

（イ）地すべりが発生している地区

（ウ）亀裂、陥没、隆起、沼池又は湿地の規則的な配列、異常な地下水の湧出、立木の傾倒等地すべりが発生する徴候がある地区

（エ）溪岸浸食が著しく地すべりが発生するおそれがある地区

（オ）過去に地すべりが発生した地区

（カ）地形、地質条件が、次のいずれかに該当し、地すべりが発生するおそれがある地区

a 地形

a) 滑落崖等傾斜の著しい変移点をもっている地区

b) 等高線が著しく乱れている地区

b 地質

a) 破碎帯又は断層線上にある地区

b) 流れ盤となっている地区

c) 基岩が温泉作用で変質している地区

d) キャップロック構造の地区

（キ）聴き取り等の調査により、地すべりが発生するおそれがあると認められる地区

(2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を考慮して定めるものとする。

(3) (1)のイの林野庁所管の国有林以外の調査対象地区については、都道府県の法第 51 条第 1 項第 1 号及び第 3 号ロに係る地すべり担当部局及び法第 51 条第 1 項第 3 号イに係る地すべり担当部局に協議するものとする。

なお、調査を担当する部局の決定は、法第 51 条の規定に準じて行うものとする。

（崩壊土砂流出危険地区）

保安林台帳、保安施設地区台帳、地すべり防止区域台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既存の資料及び聞き取り等の調査により、次のアからウまでのいずれかに該当する地区を調査対象地区として選定する。

ア 「山地災害危険地区の再点検について」（平成 18 年 7 月 3 日付け 18 林整治第 520 号林野庁長官通知）に基づく調査より、崩壊土砂流出危険地区と判定された地区

イ おおむね 2 次谷から 3 次谷までの溪流の出口からおおむね 2 キロメートル以内に公共施設等がある地区（ただし、山腹崩壊又は地すべりの規模が大であって、土石流等が 2 キロメートル以上の範囲に流出するおそれがある場合に、土石流等が流出されると予想される範囲に公共施設等がある場合には、その地区を含む。）

ウ 過去に土石流災害が発生した地区

（注） 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑨ 地すべり危険地調査の手引き（平成 6 年 6 月農林水産省構造改善局計画部資源課）＜抜
粋＞

この調査の対象とする「地すべり危険地」とは、危険地（現に崩壊しているか、そのおそれの極めて大きな地域に、それに隣接して崩壊を助長又は誘発するおそれのある地域を加えた地域）の面積が 5ha 以上であって、地区内及び地区外において次の 1 つ以上に被害を及ぼすおそれのあるものとする。

- (イ) 貯水量 30,000 m³以上のため池*1
- (ロ) 関係面積 100 ha 以上の用排水施設*1 もしくは農道
- (ハ) 10 ha 以上の農地*2

*1 農業用に供されていないものを除く

*2 農地が 5 ha 以上 10 ha 未満であって人家一戸を 1ha と換算した農地と人家の計が 10ha 以上になる場合を含む。

(注) 「地すべり危険地」は、農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所のうち、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」以外のものであり、同局が都道府県の協力を得て、地すべり防止区域に指定し地すべり対策事業の実施の必要性を検討するための候補地として把握しているものである。

表 2- (1) - ⑩ 地すべり等防止法に基づく主務大臣の区分

区分	主務大臣
① 砂防法第 2 条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域	国土交通大臣
② 森林法第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林又は同法第 41 条により指定された保安施設地区の存する地すべり地域	農林水産大臣 （林野庁）
③ ①及び②に該当しない地すべり地域のうち、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域	農林水産大臣 （農村振興局）
④ ①、②及び③に該当しない地すべり地域	国土交通大臣

(注) 地すべり等防止法第 51 条の規定に基づき、当省が作成した。

表 2-(1)-⑪ 地すべり危険箇所等の調査における関係部局間の協議規定

(国土交通省所管)

○ 「地すべり危険箇所調査要領」(平成 10 年調査時) <抜粋>

1.1 調査対象

地すべりの発生するおそれのある箇所で、地すべり等防止法第 51 条に基づき建設大臣所管になりうるものとする。

1.2.3 県内下打合せ

上記 1.2.2 の成果地形図をもって、関係各課と調整を行い、建設省所管とすべき危険箇所を把握する。

打合せについては一連の斜面、同一地質であると認められる箇所については他省庁と空白域ができないよう大きなエリアで危険箇所を選定すること。

(林野庁所管)

○ 「地すべり危険地区調査実施要領」(平成 28 年 7 月山地災害危険地区調査要領の別記 2) <抜粋>

1 調査対象地区の選定

(3) (1)イの林野庁所管の国有林以外の調査対象地区については、都道府県の法第 51 条第 1 項第 1 号及び第 3 号ロに係る地すべり担当部局及び法第 51 条第 1 項第 3 号イに係る地すべり担当部局に協議するものとする。

なお、調査を担当する部局の決定は、法第 51 条の規定に準じて行うものとする。

2 調査の実施

1 により選定した調査対象地区について、次により、自然条件調査、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害履歴調査を実施する。

(農林水産省農村振興局所管)

○ 「地すべり危険地調査の手引き」(平成 6 年 6 月農林水産省構造改善局計画部資源課) <抜粋>

6 都道府県内調整

関係部課と所管区分について都道府県内調整を行う。調査の効率化を図るため、3-1(1)終了段階で下打ち合わせを行い、現地調査に先立って所管を概定するよう努めること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑫ 土砂災害防止対策基本指針（平成 27 年国土交通省告示第 35 号）〈抜粋〉

二 法第 4 条第 1 項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の計画的かつ迅速な実施

基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、おおむね 5 年程度で基礎調査を完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）させることを目標として、完了予定年も含めた実施目標を速やかに設定する。そして、国は、都道府県が目標を達成できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。

都道府県は、定期的に調査の進捗状況を国に報告し、国は各都道府県の実施目標及び進捗状況を公表するとともに、遅れている都道府県に対しては理由を確認し、基礎調査の早期完了のため必要な措置を講ずるものとする。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 2- (1) - ⑬ 国土強靱化アクションプラン 2016（平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部）〈抜粋〉

第 3 章 各プログラムの推進計画等

【個別プログラムの推進計画】

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

※1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊等）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

○ 災害のおそれがある箇所の観測・調査に基づいた訓練・避難体制の整備、市町村が災害対応の各段階で行うポイントをまとめたガイドラインや土砂災害への警戒避難体制整備等に係るガイドラインの活用等のソフト対策との連携を図りつつ、災害に強い森林づくりや、火山噴火緊急減災対策事業を活用した土砂災害対策等を総合的に実施する。また、土砂災害の危険性のある区域を明示するための基礎調査を平成 31 年度末を目標に完了させるため、防災・安全交付金の優先配分枠制度を活用し、確実な実施を支援する。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(1)-⑭-i 都道府県が作成している基礎調査マニュアルにおいて、基礎調査の対象箇所を抽出する箇所として土砂災害危険箇所は明記されているが、農林水産省所管の地すべり危険箇所は明記されていない例

No.	内 容
1	<p>1 調査対象箇所の抽出</p> <p>1-1 調査対象箇所の抽出方針 (略)</p> <p>調査対象箇所の抽出には、「既往調査による抽出」と「新規抽出」の2通りがある。 本マニュアル(案)では原則として「既往調査による抽出」を採用するが、将来の社会情勢の変化などによって新たに住宅が立地することも踏まえ、「新規抽出」についても必要に応じて実施するものとする。</p> <p>①既往調査による抽出</p> <p>既往の調査で把握されている「地すべり防止区域」や「地すべり危険箇所」、「地すべり斜面カルテ」内の地すべりを対象に調査を実施する。</p> <p>○地すべり防止区域：「地すべり等防止法 昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号」に準拠し、指定された区域</p> <p>○<u>地すべり危険箇所：「地すべり危険箇所調査要領 平成 8 年 10 月 建設省河川局砂防部傾斜地保全課」に準拠し、選定された区域</u></p> <p>○地すべり斜面カルテ：「地すべり斜面カルテについて 平成 10 年 3 月 建設省河川局砂防部傾斜地保全課」に準拠し調査された区域</p> <p>②新規抽出</p> <p>後述する地形条件、社会条件に基づき、新規に対象箇所を抽出する。 抽出にあたっては、地形条件に加え保全対象の重要性や要配慮者利用施設の有無、あるいは地域要望等を踏まえた総合的な優先箇所を選定し、検討されたい。</p>
2	<p>2 調査対象箇所</p> <p>2.1 調査対象箇所の抽出方針 (略) 原則として、既往調査による地すべり箇所として抽出されている箇所を対象とする。</p> <p>ただし、新たに地すべりの兆候が確認された場合や土地利用状況の変化により新たに調査対象とすべき地すべり箇所が生じた場合には、対象箇所に含めることを検討するものとする。</p> <p>《既往箇所による抽出》</p> <p>既往の調査で把握されている地滑り、即ち地すべり防止区域や地すべり危険箇所を対象に調査を実施する。既存資料を参考にすることから人為的ミスによる抽出漏れを防ぎ、さらに調査・設計・施工・災害履歴などの資料も収集しやすく、より正確に地滑りの状況を把握することができる。抽出される地滑り地形は、概ね以下の箇所が該当する。</p> <p>■<u>地すべり防止区域：「地すべり等防止法 昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号」により指定</u></p> <p>■<u>地すべり危険箇所：「地すべり危険箇所調査要領 平成 8 年 10 月 建設省河川局砂防部傾斜地保全課」により把握</u></p> <p>《新規抽出》</p> <p>調査対象箇所周辺において、後述の 2.2 章に示す地形条件、社会条件に基づき、新たな対象箇所が抽出される場合は、発注者と協議の上対応する。</p>

(注) 1 下線は当省が付した。
2 地すべり等防止法に基づき指定される「地すべり防止区域」には、国土交通大臣が指定するもののほか、農林水産大臣が指定するものもあり、農林水産省所管の地すべり危険箇所の中にも地すべり防止区域はある。

表 2-(1)-⑭-ii 都道府県が作成している基礎調査マニュアルにおいて、基礎調査の対象箇所を抽出する箇所として農林水産省所管の地すべり危険箇所を明記している例

No.	内 容
1	<p>1 調査対象箇所の抽出・決定</p> <p>1) 抽出の基本方針</p> <p>基礎調査で対象とする箇所は、既往の調査で把握されている「地すべり防止区域」や「地すべり危険箇所・危険地区・危険地」（以下「既往危険箇所」という。）の地滑りの他、地滑り災害実績を有する箇所を対象に調査を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>1.1 既往調査箇所の把握</p> <p>（略）</p> <p>既往調査で指定・把握されている「地滑り防止区域」や「地滑り危険箇所・危険地区・危険地」は、既に動態観測調査や対策施設設置のための地質調査等の詳細調査により、地滑りブロック形状が詳細に判別されている場合がある。よって、これらの既存資料を活用するためには、まず、以下に示す既往危険箇所を把握する必要がある。また、これら既往危険箇所は、基礎調査の単位となる「箇所」の範囲となる。</p> <p>■地滑り防止区域：「地滑り等防止法 昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号」に準拠し、指定された区域</p> <p>■地滑り危険箇所：「地滑り危険箇所調査要領 平成 8 年 10 月 建設省河川局砂防部傾斜地保全課」に準拠し、選定された区域</p> <p>■地滑り危険地区：「地滑り危険地区調査要領 平成 7 年 10 月 林野庁」に準拠し、選定された区域</p> <p>■地滑り危険地：「地滑り危険地調査要領 農林水産省構造改善局」に準拠し、選定された区域</p>
2	<p>第 1 章 調査対象箇所の抽出</p> <p>(1)調査対象箇所の抽出方針</p> <p>調査対象箇所は、<u>地すべり防止区域※1</u>や<u>地すべり危険箇所※2</u>のほか、<u>農林水産省（林野庁、農村振興局）所管の危険箇所を基本とする。</u></p> <p>ただし、「<u>地すべり防止区域</u>」は、次ページ参考資料のように「<u>重要な公共施設</u>」や「<u>公共建物</u>」、「<u>人家 10 戸以上</u>」等に被害を及ぼすおそれのあるものを指定対象としており、「<u>地すべり危険箇所</u>」についても、<u>調査対象を、「地すべりの発生するおそれのある箇所</u>で、<u>地すべり等防止法第 51 条に基づく建設大臣（国土交通大臣）所管になりうるものとする。</u>」としているため、<u>土砂災害防止法で対象とする調査箇所のすべてを網羅しているわけではない。</u>このため、上記箇所以外においても、対象となりうる箇所は存在しうる。このため、上記箇所を基本とするが、これまでに地滑り災害が発生した箇所等が把握されれば、調査対象とする。</p> <p>なお、「地すべり防止区域」や「地すべり危険箇所」は広い範囲で指定され、一般に複数の地滑りブロックより構成されているが、土砂災害防止法の趣旨から、人家等が存在せず、人家等の立地が予想されない場所に位置する地滑りブロックは対象外とする。</p> <p>※1：地すべり防止区域 （「地すべり等防止法 昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号」により指定）</p> <p>※2：地すべり危険箇所 （「地すべり危険箇所調査要領 平成 8 年 10 月」により指定）</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-⑮ 農林水産省所管の地すべり危険箇所は基礎調査の対象箇所となることはほとんどないとしている都道府県の意見

No.	内容
1	農林水産省所管の地すべり危険箇所は、山中や農地にあるため、人家が存在する可能性は低く、基礎調査の対象箇所とならないことが想定される。
2	農地等を対象としている農林水産省所管の地すべり危険箇所が基礎調査の対象箇所となることはまれなケースでありほとんど想定されない。
3	農地等を対象としている農林水産省所管の地すべり危険箇所等が基礎調査の対象となることはレアなケースでほとんど想定されないと考えている。
4	農林水産省所管の地すべり危険箇所が基礎調査の対象箇所となることはまれなケースである。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑯ 農林水産省所管の地すべり危険箇所における基礎調査の実施状況

(単位：都道府県)

区 分		都道府県数
①実施済み等とするもの	i 基礎調査の対象箇所を全て抽出し、その全てについて基礎調査を実施済みとしている都道府県	4
	ii 基礎調査の対象箇所として抽出すべき箇所を精査した結果、基礎調査の対象箇所がなかったとしている都道府県	2
②実施中又は今後実施するとしているもの	i 基礎調査の対象箇所をできる限り抽出した上で、平成 31 年度までに基礎調査を実施する目標数に計上している都道府県	1
	ii 基礎調査の対象箇所の抽出は、目標数に計上した土砂災害危険箇所について基礎調査を実施する都度、当該危険箇所の周辺地域を調べる中で行うこととしており、その対象箇所は分からないため、平成 31 年度までに基礎調査を実施する目標数には計上していない等としている都道府県	10

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省の調査時点における都道府県の認識を基に整理した。

表2-1(1)-① 農林水産省所管の地すべり危険箇所に係る保全対象人家の立地状況

(単位:か所、戸)

都道府県	農林水産省所管の地すべり危険箇所(A+B)					林野庁所管の地すべり危険地区(A)					農村振興局所管の地すべり危険箇所(B)										
	箇所数	保全対象人家のある箇所数				箇所数	保全対象人家のある箇所数				箇所数	保全対象人家のある箇所数									
		全体	50戸以上	10~49戸	5~9戸		1~4戸	全体	50戸以上	10~49戸		5~9戸	1~4戸	全体	50戸以上	10~49戸	5~9戸	1~4戸			
1	1,005	324	15	50	69	190	3,890	923	305	15	50	69	171	3,856	82	19	0	0	19	34	
2	79	55	1	19	10	25	1,246	63	41	1	13	7	20	1,092	16	14	0	6	3	5	154
3	335	178	12	81	56	29	3,658	268	141	11	73	39	18	3,149	67	37	1	8	17	11	509
4	248	160	9	65	35	51	3,124	159	89	8	38	14	29	2,276	89	71	1	27	21	22	848
5	371	279	7	86	83	103	2,848	274	185	1	34	62	88	1,162	97	94	6	52	21	15	1,686
6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	187	168	19	95	31	23	4,541	94	85	11	44	18	12	2,826	93	83	8	51	13	11	1,715
8	25	16	0	4	3	9	111	25	16	0	4	3	9	111	0	0	0	0	0	0	0
9	4	4	3	1	0	0	6,816	3	3	3	0	0	0	6,787	1	1	0	1	0	0	29
10	100	83	10	48	15	10	1,903	40	36	6	16	9	5	938	60	47	4	32	6	5	965
11	511	488	53	293	85	57	10,967	143	131	15	68	26	22	2,897	368	357	38	225	59	35	8,070
12	67	63	3	38	9	13	1,239	31	28	2	12	5	9	465	36	35	1	26	4	4	774
13	90	88	5	58	17	8	1,653	30	29	2	15	7	5	528	60	59	3	43	10	3	1,125
14	10	10	4	2	2	2	671	2	2	0	0	2	0	14	8	8	4	2	0	2	657
15	205	199	7	131	42	19	3,506	85	81	3	41	24	13	1,163	120	118	4	90	18	6	2,323
16	156	118	10	51	29	28	2,458	96	73	10	35	18	10	1,993	60	45	0	16	11	18	465
17	123	117	4	71	31	11	1,955	109	105	4	61	29	11	1,740	14	12	0	10	2	0	215
合計	3,517	2,350	162	1,093	517	578	50,586	2,346	1,350	92	504	332	422	31,017	1,171	1,000	70	589	185	156	19,569

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。なお、農林水産省の資料は、当省の調査時点において農林水産省が保有している最新の資料(林野庁所管:平成24年度、

農村振興局所管:平成28年度)である。

2 農村振興局所管の地すべり危険箇所の数(B)は、同局所管の地すべり防止区域の数と地すべり危険地の数の合計値である。

3 林野庁所管の地すべり危険地区の保全対象人家には、住居の用に供する家屋のほか、工場、旅館、社寺等を含む。また、保全対象人家がない箇所についても、官公署、学校、病院、道路(一般の交通の用に供されている林道や農業用道路を含む。)など保全対象となる公共施設がある。

(2) 基礎調査終了区域における警戒区域等の早期指定の推進

勸 告	説明図表番号
<p>(警戒区域等の指定手続)</p> <p>都道府県は、土砂災害防止法第4条第2項に基づき、基礎調査の結果を関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならないとされている。</p> <p>また、都道府県知事は、基礎調査の結果を踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項及び第9条第1項に基づき、警戒区域及び特別警戒区域を指定することができることされており、指定をするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないとされている。</p>	<p>表 2-(2)-①</p>
<p>(広島土砂災害における被害拡大に関する指摘)</p> <p>平成 26 年 8 月の広島土砂災害を受けて中央防災会議の下に設けられた「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」の「総合的な土砂災害対策の推進について(報告)」(平成 27 年 6 月)では、広島土砂災害について、11 年の大規模な土砂災害による被害を踏まえ、広島県は、土砂災害危険箇所をハザードマップとして公表したものの、警戒区域等の指定については、26 年の被災時点においては完了していなかったため、被災した地域の一部では、土砂災害の危険があるという認識を持てていなかった可能性がある旨指摘されている。また、公益社団法人土木学会及び公益社団法人地盤工学会の「平成 26 年広島豪雨災害合同調査団調査報告書」(平成 26 年 10 月)では、多くの犠牲者が出た緑井・八木地区について「土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定されていなかったが、広島県による指定のための調査は終了していた」ことが指摘されているほか、公益社団法人砂防学会の「広島市の大規模土砂災害に関する砂防学会緊急調査に基づく提言」(平成 27 年 3 月)では、「被災地域の大半は土砂災害防止法の警戒区域等の指定がなされていなかった。土砂災害の危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険溪流)でありながら、危険度の高い谷の出口付近や谷筋において新しく宅地が造成され人家が増えつつある状況と、それらの人家が激しく被災している状況も今回の災害では多数確認された」などと指摘されている。</p>	<p>表 2-(2)-②</p> <p>表 2-(2)-③</p> <p>表 2-(2)-④</p>
<p>(警戒区域等の確実な指定)</p> <p>広島土砂災害を契機とした平成 26 年の土砂災害防止法の改正では、国民の生命及び身体の保護のため、国としても土砂災害防止法に基づく事務が適正かつ円滑に行われるよう援助することが重要との指摘を踏まえ、第 36 条が新設され、国土交通大臣は警戒区域等の指定その他土砂災害防止法に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないとされた。また、この改正の際の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会における附帯決議では、政府に対して、都道府県において警戒区域等の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>警戒区域等の指定については、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフ</p>	<p>表 2-(2)-① (再掲)</p> <p>表 2-(2)-⑤</p> <p>表 2-(2)-⑥</p>

ト対策を推進し、土砂災害から国民の生命及び身体を保護していく上で、基礎となるものであることから、国土交通省は、基本指針において、i) 都道府県知事が土砂災害のおそれがあると認めた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要である、ii) 警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合においても、基礎調査の結果を踏まえ、過去の災害の実態、居室を有する建築物の多寡、要配慮者利用施設の有無、開発の進展の見込み等を勘案して、速やかに警戒区域等を指定することが望ましい、iii) 国は、都道府県から定期的に警戒区域等の指定状況の報告を受けてこれを公表するとともに、遅れている都道府県に対して理由を確認し、警戒区域等の早期指定のため必要な措置を講ずるものとしている。

(区域指定に係る市町村・住民意見の取扱い)

警戒区域等の指定に当たっては、最新の地域開発動向等の地域の事情に最も精通しているのは市町村長であること、警戒区域等が指定された後の警戒避難体制の整備、住民等への周知等といった関係市町村に新たな事務が発生することなどから、上記のとおり、土砂災害防止法においては、あらかじめ関係市町村長から意見を聴取することとされている。

他方、土砂災害防止法制定時（平成 12 年）の衆議院建設委員会の附帯決議においては、警戒区域等の指定に当たって、「関係市町村や関係住民の意見が反映されるよう努めること」との決議がなされたが、その後、平成 17 年及び 26 年の改正時の附帯決議では、警戒区域等の指定に関して「指定が積極的に進められるよう、土砂災害防止対策に関する国民の理解を深めるために必要な措置を講ずる」、「指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じる」等とされている。

(区域指定の推進に向けた国土交通省の取組)

平成 22 年度の会計検査院による決算検査報告や、平成 23 年に国土交通省が実施した「政策レビュー結果評価書「土砂災害防止法」」において、基礎調査が完了した後も、住民や市町村の反対意見により長期間にわたって警戒区域等に指定されない状況がみられることが指摘されている。このため、国土交通省は、平成 24 年 4 月、都道府県に対して「土砂災害防止法に基づく土砂災害対策の推進について」（平成 24 年 4 月 5 日付け国水砂第 82 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知）を発出し、i) 区域指定に係る業務の効率化、迅速化等を図り、基礎調査後速やかに区域指定を行うよう検討を進めること、ii) 区域指定の進め方について市町村と十分に意見交換を行い、必要に応じて地域住民の意識等を把握することなどを助言している。また、平成 25 年 5 月には、「土砂災害防止法に基づく取り組みの強化について」（平成 25 年 5 月 20 日付け国水砂第 13 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知）及び当該通知を補足する砂防計画課長補佐による事務連絡（以下、当該砂防計画課長通知及び課長補佐事務連絡を「平成 25 年通知」という。）を都道府県に対して発出し、住民等からの警戒区域等の指定に対する反対意見への対応について基本的な考え方を示し、i) 指定

表 2-(2)-⑦

表 2-(2)-⑧、⑤
(再掲)

表 2-(2)-⑨、⑩

表 2-(2)-⑪

表 2-(2)-⑫

に反対する意見を持つ住民に対しては、土砂災害防止法の趣旨、目的等について理解、認識を得るため、市町村と連携し、丁寧に説明を行う必要があること、ii) 市町村からの反対意見への対応として、警戒区域等の指定に当たってあらかじめ行うこととされている市町村長への意見聴取は、指定についての同意を得ることを目的としたものではないが、市町村長から反対意見を表明された場合、市町村長本人から意見の背景や理由を十分確認した上で、土砂災害防止法の趣旨を丁寧に説明し理解を得る必要があること、iii) これらの対応を行ってもなお指定に時間を要する場合は、基礎調査結果の説明、公表に努めるとともに、市町村及び関係機関と連携し、危険な区域での開発を抑制するための準備や、市町村に対して警戒避難体制の整備を要請することなどを助言している。

さらに、平成 26 年の土砂災害防止法の改正においては、区域指定前であっても早期に土砂災害の危険性を住民等に認識してもらい、警戒区域等の指定を促進する観点から、基礎調査結果の公表が義務化されている。

また、これと同様の観点で、国土交通省では、平成 27 年度から、防災・安全交付金(注)に土砂災害防止法に基づく基礎調査のための優先配分枠制度を創設している。

(注) 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組等を支援することを目的とした交付金であり、土砂災害防止法第 33 条に基づく基礎調査に要する費用の国の補助は、当該交付金が充てられている。

さらに、国土交通省は、都道府県に対して「土砂災害防止推進会議の設置について」(平成 26 年 12 月 16 日付け国水砂第 56 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知)を発出し、国・都道府県が土砂災害対策に引き続き連携して取り組むため、地方ブロックごとに土砂災害防止推進会議を開催し、基礎調査・区域指定をより一層推進することとしている。

【調査結果】

今回、調査対象 17 都道府県における警戒区域等の指定状況について調査した結果、以下のとおり、基礎調査が終了した区域においては、警戒区域等の指定に当たり関係市町村や住民から理解を得られないこと等により、基礎調査の終了後 2 年以上経過しても区域指定されていないものが多数みられた。このため、これらの区域においては、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地とされながら、特に特別警戒区域の指定予定地については、土砂災害防止法に基づく住民等の安全を確保するための開発行為の制限や建築物の構造規制等もされないままの状態が長期継続している状況にある。

ア 警戒区域等の指定状況

調査対象 17 都道府県において、平成 27 年 11 月 30 日現在、基礎調査が終了している区域(警戒区域指定予定地 17 万 3,726 区域、うち特別警戒区域指定予定地 12 万 5,151 区域)について、その警戒区域等の指定状況をみると、指定された警戒区域が 16 万 1,120 区域(92.7%)、特別警戒区域が 9 万 2,683 区域(74.1%)となっており、

表 1-⑦ (再掲)

表 2-(2)-⑬

表 2-(2)-⑭

特別警戒区域の指定は、警戒区域と比して指定率が 18.6 ポイント低く、低調なものとなっている。

また、平成 27 年 11 月 30 日現在、基礎調査が終了した区域のうち未指定となっている区域（警戒区域指定予定地 1 万 2,606 区域、特別警戒区域指定予定地 3 万 2,468 区域）について、土砂災害防止法第 4 条第 2 項に基づく基礎調査結果の市町村長への通知の時点からの未指定期間の年数をみると、次のとおり、特別警戒区域指定予定地においては、警戒区域指定予定地に比して未指定期間が長い割合が高い結果となった。

① 警戒区域

i) 2 年以上未指定となっている区域があるものは 7 都道府県(該当区域 1,156 区域)あり、当該都道府県の未指定区域に占める 2 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上あるものは 3 都道府県(該当区域 1,093 区域)となっているが、5 割以上を占めている都道府県はない。

ii) 上記 i)のうち、未指定期間が 5 年以上となっている区域があるものは 5 都道府県(該当区域 461 区域)あり、当該都道府県の未指定区域に占める 5 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上あるものは 1 都道府県(該当区域 260 区域)となっているが、5 割以上を占めている都道府県はない。

② 特別警戒区域

i) 2 年以上未指定となっている区域があるものは 9 都道府県(該当区域 1 万 3,852 区域)あり、当該都道府県の未指定区域に占める 2 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上あるものは 6 都道府県(該当区域 1 万 3,792 区域)、このうち 5 割以上のものが 3 都道府県(該当区域 1 万 2,800 区域)、うち 7 割以上のものが 2 都道府県(該当区域 1 万 2,588 区域)となっている。

ii) 上記 i)のうち、未指定期間が 5 年以上の区域があるものは 8 都道府県(該当区域 6,159 区域)あり、当該都道府県の未指定区域に占める 5 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上あるものは 4 都道府県(該当区域 5,965 区域)となっている。

イ 2 年以上未指定区域が存在している都道府県の状況

① 未指定の理由

基礎調査の終了後 2 年以上経過しても区域指定が行われていない区域（警戒区域指定予定地 1,156 区域、特別警戒区域指定予定地 1 万 3,852 区域）について、その理由をみると、関係市町村との協議や住民への説明に時間を要しているものが、警戒区域指定予定地 1,128 区域（97.6%）、特別警戒区域指定予定地 1 万 3,825 区域（99.8%）と大部分を占めている。

② 関係市町村との協議や住民への説明に時間を要している理由

これらの区域指定について関係市町村との協議や住民への説明に時間を要している区域がある 8 都道府県では、その理由について、

表 2-(2)-⑮

表 2-(2)-⑯

- i) 住民から区域指定への反対意見が出た場合には、警戒区域等の指定に当たり関係市町村や住民の意見が反映されるよう努めることを求めた国会の附帯決議を尊重し、反対者の納得が得られるまで説明に努め、区域指定を行わないこととしている、
- ii) 区域指定に市町村が反対した場合には、市町村は地域の事情に最も精通していることや、区域指定後の警戒避難体制の整備や住民への周知、今後の砂防事業への対応などにおいて市町村が重要な役割を担っていることなどから、市町村への説明に努め、市町村の同意を得ないまま区域指定することはしないなどとしている。

表 2-(2)-⑰

特に特別警戒区域については、指定に伴う建築物の構造規制など住民負担が発生する、過疎化に拍車がかかる等との懸念から、住民の理解や市町村からの指定の同意を得られにくいとしている都道府県もあり、調査対象都道府県の中には、警戒区域の指定は県内全域で完了しているものの、特別警戒区域については、特別警戒区域に係る基礎調査が完了した 10 市町村 1 万 4,567 区域のうち、区域指定されたのは 1 市町村の一部地域の 912 区域にとどまっており、10 市町村の 1 万 3,655 区域が未指定で、うち 6 市町村の 1 万 659 区域の未指定期間が 2 年以上経過しているものが 1 都道府県みられた。

表 2-(2)-⑱

以上のように、特別警戒区域については、警戒区域に比して基礎調査終了後も長期間未指定となっている区域の割合が高いものとなっている。一方で、調査対象 17 都道府県の中には、これら 2 年以上未指定となっている区域の割合が高い都道府県と特別警戒区域に係る基礎調査完了数が同程度以上であるものの、2 年以上未指定となっている区域がないものが 3 都道府県みられた。

ウ 長期間未指定の区域がある都道府県に対する国土交通省の対応状況

このような状況の中、国土交通省では、基本指針に基づき、都道府県から、定期的に基礎調査の実施状況や警戒区域等の指定状況等の報告を受けているが、基礎調査終了後も長期間にわたり未指定となっている区域に関する、区域指定に向けた都道府県の実施状況については、土砂災害防止推進会議などの機会に聴取する場合はあるとしているものの、国土交通省が都道府県に対して長期間未指定となっている区域の解消に向けた助言や情報提供を行うために必要となる現状把握という面では、一層の取組が求められる状況にある。

【所見】

したがって、国土交通省は、基礎調査完了後長期間にわたり警戒区域等に指定されていない区域の早期指定を引き続き促進し、これらの区域における住民等の安全を確保する観点から、平成 25 年通知の趣旨・内容を都道府県に改めて周知するとともに、特別

警戒区域指定予定地などの指定が推進されるよう、26年の土砂災害防止法改正により義務化された基礎調査結果の公表による指定促進効果を踏まえつつ、都道府県における指定に向けた取組状況を一層把握した上で、必要な助言、情報提供等を行う必要がある。	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

表 2- (2) - ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）〈抜粋〉

（基礎調査）

第 4 条 （略）

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 （略）

（土砂災害警戒区域）

第 7 条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第 27 条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第 2 条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 前 3 項の規定は、指定の解除について準用する。

（土砂災害特別警戒区域）

第 9 条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第 2 条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かななければならない。

- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第 2 項の政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 指定は、第 4 項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第 5 項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(地方公共団体への援助)

第 36 条 国土交通大臣は、第 31 条第 2 項に規定するもののほか、第 7 条第 1 項の規定による警戒区域の指定及び第 9 条第 1 項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (2) - ② 総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(平成 27 年 6 月中央防災会議防災対策実行会議総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ) <抜粋>

I 我が国の土砂災害の現状

3 広島土砂災害の概要

(略)

- ① 平成 11 年の広島県における大規模な土砂災害による被害を踏まえ、広島県は土砂災害危険箇所をハザードマップとして公表した。しかし、この土砂災害を踏まえて制定された土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定については、平成 26 年の被災時点においてはまだ完了していなかった。そのため、今回被災した地域の一部では、なお、土砂災害の危険があるという認識を持てていなかった可能性がある。今回の被災地には防災訓練等を活発に実施していた地区も含まれている等、土砂災害のリスクを認識していなかったわけではないが、平成 11 年以後に新たに住み始めた住民も存在し、地域の災害リスクと比較すると充分ではなかった可能性がある。

②～⑤ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (2) - ③ 平成 26 年広島豪雨災害合同緊急調査団調査報告書 (平成 26 年 10 月公益社団法人土木学会、公益社団法人地盤工学会) <抜粋>

3.6 警戒区域, 特別警戒区域の指定のための調査における想定土量と今回の災害で発生した土量の比較と考察

(1) 警戒区域, 特別警戒区域の指定のための調査結果

今回被災した緑井・八木地区は土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定されていなかったが, 広島県による指定のための調査は終了していた。 本災害の後に広島県は調査結果を公表している。その結果により, もっとも被害が大きかった八木 3 丁目県営緑ヶ丘住宅の上の溪流について, (略), 今回被害が発生した地域は警戒区域 (危害のおそれがある土地、いわゆるイエローゾーン) に含まれている。

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (2) - ④ 広島市の大規模土砂災害に関する砂防学会緊急調査に基づく提言 (平成 27 年 3 月公益社団法人砂防学会) <抜粋>

1. 都市周辺の山麓部での宅地のあり方と土砂災害防止・減災につながる対応策の構築

(2) 安全なまちづくりに向けて土砂災害危険箇所での土地利用システムの構築と社会基盤施設の整備の推進

被災地域の大半は土砂災害防止法の警戒区域等の指定がなされていなかった。 土砂災害の危険箇所 (急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険溪流) でありながら、危険度の高い谷の出口付近や谷筋において新しく宅地が造成され人家が増えつつある状況と、それらの人家が激しく被災している状況も今回の災害では多数確認された。土砂災害を防止するには、砂防関係施設等を整備を主としたハード対策と危険箇所の周知、警戒避難体制の整備、危険家屋等の移転、開発行為の規制、建築物等の強化等のソフト対策がある。行政では砂防行政に加え、都市行政、住宅行政等が関連している。今回の災害実態を踏まえて、都市周辺山麓部に展開する住宅地では、安全なまちづくりの観点から、「土砂災害防止法」に基づく宅地の開発規制や住宅の建築規制・構造規制に加え、防災やまちづくりに関連する他の法令や制度を総合的に活用することが必要である。また、被災地においては二度と被害に遭わないように、被害の程度や地形等を考慮して、被災地での土地利用を規制する選択肢も用意する等、安全なまちづくりに誘導するシステムを構築すべきである。なお、山間部についても、人口減少や地域活性化の側面からの災害に強い地域づくりを考えることが重要である。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑤ 平成 26 年の土砂災害防止法改正に当たっての国会の附帯決議<抜粋>

○ 平成 26 年 10 月 31 日 衆議院国土交通委員会（第 187 回国会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

1・2 （略）

3 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じること。

4 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検討すること。

5～7 （略）

○ 平成 26 年 11 月 11 日 参議院国土交通委員会（第 187 回国会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

1・2 （略）

3 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じること。

4 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検討すること。

5～7 （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑥ 土砂災害防止対策基本指針（平成 27 年国土交通省告示第 35 号）〈抜粋〉

三 法第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域及び法第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

土砂災害警戒区域等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、令に定める基準に基づいて、区域の指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する上で基礎となるものであり、令に基づき都道府県知事が土砂災害のおそれがあると認めた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要である。また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合においても、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、要配慮者利用施設の有無、開発の進展の見込み等を勘案して、速やかに、土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。

さらに、地震等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合など、土砂災害警戒区域等の見直しが必要になった場合は、柔軟かつ迅速に対応することが望ましい。

なお、都道府県は、定期的に土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況を国に報告し、国は各都道府県の進捗状況を公表するとともに、遅れている都道府県に対しては理由を確認し、土砂災害警戒区域等の早期指定のため必要な措置を講ずるものとする。

また、土砂災害警戒区域等については、都道府県等のホームページでの公表、都道府県の出先機関等での閲覧、標識の設置など、住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底することも重要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑦ 平成 12 年の土砂災害防止法制定時の国会の附帯決議<抜粋>

○ 平成 12 年 4 月 26 日 衆議院建設委員会（第 147 回国会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法による土砂災害の防止のための対策の円滑かつ適正な実施が確保されるよう、土砂災害防止に関する国民の理解を深めるために必要な措置を講じ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の促進が図られるよう努めること。また、指定に当たっては、関係市町村や関係住民の意見が反映されるよう努めること。

2・3 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑧ 平成 17 年の土砂災害防止法改正に当たっての国会の附帯決議<抜粋>

○ 平成 17 年 4 月 8 日 衆議院国土交通委員会（第 162 回国会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

1～6 （略）

- 7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が積極的に進められるよう、土砂災害防止対策に関する国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるとともに、関係都道府県における基礎調査等に関する支援等に努めること。

○ 平成 17 年 4 月 21 日 参議院国土交通委員会（第 162 回国会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1～3 （略）

- 4 土砂災害防止対策について、住民の理解を深める一方、都道府県の基礎調査に対する支援等に努め、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の指定を促進するとともに、その後の総合的な対策が速やかに実施されるよう努めること。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑨ 平成 22 年度決算検査報告（平成 23 年 10 月 28 日会計検査院）〈抜粋〉

2 本院の検査結果

(1) 警戒区域等の指定

全国 47 都道府県には土砂災害危険箇所が 525,307 か所あるが、検査を実施した 19 道府県は、管内の土砂災害危険箇所 217,352 か所等のうちから 133,527 か所における基礎調査の結果、基礎調査地点 210,829 地点のうち 201,297 地点が警戒区域等の指定の条件に当てはまるとし、このうち 138,792 地点について、警戒区域 98,804 区域、特別警戒区域 39,988 区域、計 138,792 区域の指定を行っていた。

しかし、19 道府県は、上記 201,297 地点のうち 138,792 地点を差し引いた残りの 62,505 地点について、22 年度末現在、指定のための事務を実施しているなどのため警戒区域等の指定を行っておらず、このうち 23,524 地点（基礎調査費計 41 億 5213 万余円、国庫補助金相当額計 13 億 8844 万余円）については、基礎調査の結果を受領後 2 年以上経過（22 年度末現在での経過年数をいう。以下同じ。）していた。

この 23,524 地点について、基礎調査の結果により警戒区域等の指定の条件に当てはまるとした前記の 201,297 地点（警戒区域等に指定済みのものを含む。）に対する割合を道府県別にみると、山口県の 0%から沖縄県の 59%まで道府県によって大きな差が見受けられた。また、基礎調査の結果を受領した後の期間別にみると、2 年以上 3 年未満が 46%、3 年以上 4 年未満が 25%となっていて、中には 8 年以上経過しているのに警戒区域等の指定が行われていない地点が北海道で 109 地点（0.5%）見受けられた。

そして、前記の基礎調査の結果を受領後 2 年以上経過している地点について、警戒区域等の指定が行われていない理由別に分類すると、市町村の要望に基づき地区単位で一括指定するなどしているため同一地区内の残りの地点の基礎調査の完了を道府県が待っているもの、建築物の構造規制が厳しくなるなどのため地元住民等が反対しているもの、住民説明会の日程を調整するなど地元住民等との対応に時間を要しているもの及び住民説明の前に土地所有者等を調べるなど行政側による準備で時間を要しているもので計 20,883 地点となり、前記 23,524 地点の 88%を占めていた。

(略)

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において、

(ア) 基礎調査の実施後に、警戒区域等の指定が進捗していない都道府県を把握して、その原因を分析した上で、その後の基礎調査において警戒区域等の指定の進捗を図るような具体的な対策について都道府県に対する助言が十分でないこと

(イ) (略)

イ 道府県において、

(ア) 基礎調査の実施後長期間にわたって警戒区域等の指定が行われていないのに、その解消を図るため、基礎調査を行う地区単位の設定や基礎調査終了後に行われる事務のうち、あらかじめ対応が可能なものについて実施するなどの検討を行わないまま、従来の事務処理等によ

り基礎調査を継続していること

(イ) 基礎調査の実施箇所を検討するに際し、警戒区域等の指定に関する地元住民の意識等の把握が十分でないこと

(ウ) (略)

ウ (略)

3 本院が要求する改善の処置

(略)

については、貴省において、ソフト対策に不可欠なデータの収集を行う基礎調査の結果をより早期に活用できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、警戒区域等の指定が早期に行えるよう、基礎調査を行う地区単位の適切な設定や、基礎調査終了後に行われる事務のうち、あらかじめ対応が可能なものについて実施するなどの検討を行うよう助言すること

イ 都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち過去に土砂災害が発生した土地等について優先的に調査することはもとより、警戒区域等の指定が早期に行えるよう、基礎調査の実施箇所を検討するに際し、地元市町村と十分な意見調整を行い、必要に応じて地元住民の意識を把握するよう助言すること

ウ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑩ 平成 23 年度政策レビュー結果評価書「土砂災害防止法」(平成 24 年 3 月国土交通省) < 抜粋 >

第 3 章 評価の結果

3.3 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

(6) 基礎調査実施済み箇所の指定状況

平成 23 年 12 月 31 日時点における全国の基礎調査実施箇所は、3.2.1 で述べたように土砂災害危険箇所約 52 万 5 千箇所に対し、土砂災害警戒区域に関して約 30 万 4 千箇所、土砂災害特別警戒区域に関して約 18 万 5 千箇所であり、基礎調査実施済み箇所における指定箇所数は、土砂災害警戒区域が約 23 万 6 千箇所、土砂災害特別警戒区域は約 11 万 3 千箇所である (3.3.1 参照)。したがって、基礎調査実施箇所のうち、土砂災害警戒区域については約 6 万 9 千箇所、土砂災害特別警戒区域については約 7 万 2 千箇所が未指定の状態であり、基礎調査が完了したものの、指定されていない箇所が多くみられる。

第 4 章 主な課題及び今後の対応方針

① 基礎調査・区域指定に関する課題と対応方針ならびに今後の取り組み

全国の基礎調査の進捗状況は、土砂災害危険箇所約 52 万 5 千箇所に対し、土砂災害警戒区域に関して約 30 万 4 千箇所、土砂災害特別警戒区域に関して約 18 万 5 千箇所となっている (H23.12.31 時点)。今後は、早期の区域指定に向けた基礎調査の実施方針ならびに、指定が遅れている都道府県への対応が課題である。

上記の課題に対する対応方針のうち、予算面からの支援として、基礎調査に対する交付税措置による地方負担の軽減に向けた取り組みの実施が考えられる。

また、基礎調査や区域指定が遅れている都道府県への基礎調査、区域指定の促進に関する助言や支援等が必要である。そのための具体的な取り組みとして、指定が著しく遅れていると認められる都道府県への原因等の聴き取り、区域指定にあたり市町村・住民の反対等がある場合の国の指定の考え方の提示、原因分析に基づく具体的な助言 (指定単位の適切な設定等)、先行している都道府県の取り組みに関する情報提供などが挙げられる。

さらには、法第 4 条に基づく基礎調査結果の国への報告や、法第 28 条に基づく国の緊急時の指示の運用など、法律に基づく報告制度等の適用により指定の促進を促すことや、基礎調査や区域指定の実施状況等の定期的な公表 (市町村単位) 等、情報の公開に努めることも考えられる。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(2)-⑪ 政策レビュー後に警戒区域等の指定の推進について依頼した平成24年の国土交通省の通知<抜粋>

○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策の推進について（平成24年4月5日付け国水砂第82号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知）<抜粋>

（略）

土砂災害防止法については、平成23年度の国土交通省政策評価において政策レビューを実施し、法に基づく施策の実施状況や効果を評価・分析の上、課題及び今後の対応方針をとりまとめた評価書が公表されたところです。政策レビューにより明らかとされた課題及び国としての今後の対応方針を別紙にまとめましたので、貴都道府県における今後の取り組みの参考にしていただくとともに、政策レビューの結果等を踏まえ、下記により土砂災害警戒区域等の指定や指定区域における警戒避難態勢の整備等をより一層推進していただきますようお願いします。

記

1. （略）
2. （略）
3. （略）
4. 指定にかかる業務の効率化、迅速化等を図り、基礎調査後速やかに区域指定を行うよう、さらに検討を進めること。
5. 基礎調査実施にあたって調査実施箇所や区域指定の進め方について市町村と十分意見交換を行い、必要に応じ地域住民の意識等を把握すること。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(2)-⑫ 警戒区域等の指定に対する反対意見への対応等を示した平成 25 年の国土交通省の通知

○ 土砂災害防止法に基づく取り組みの強化について(平成 25 年 5 月 20 日付け国水砂第 13 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知) <抜粋>

1. 住民等からの土砂災害警戒区域等の指定に対する反対意見への対応

土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策を進めるために、都道府県は、計画的な基礎調査の実施に努め、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を図る必要がありますが、一部の都道府県からは、住民等からの反対意見により計画的な調査、指定が困難な事例が生じているとの意見が寄せられています。

指定の進捗が図られている都道府県や市町村における取り組みを参考とした基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 住民からの反対意見への対応

指定に反対する意見を持つ住民に対しては、土砂災害防止法の趣旨、目的等について理解、認識を得るため、市町村と連携し、丁寧に説明を行う必要があります。

(2) 市町村からの反対意見への対応

土砂災害防止法第 6 条第 3 項及び第 8 条第 3 項「市町村の長の意見の聴取」については、土砂災害警戒区域が指定された後の警戒避難体制の整備、住民への周知等関係市町村に新たな事務が発生すること、最新の地域開発動向等地域の情報に最も精通しているのは市町村長であることから、本条項による意見聴取手続きを設けているものです。

このため、市町村長への意見聴取は指定についての同意を得ることを目的としたものではありませんが、市町村長が反対意見を表明された場合、市町村長ご本人より意見の背景や理由を充分確認したうえで、国民の生命及び身体を保護するという土砂災害防止法の趣旨を丁寧に説明し、ご理解を頂く必要があります。

(3) 市町村の意見に対応するため、指定に時間を要する場合の対応

上記(1)及び(2)の対応を行った上でも指定に時間を要する場合、都道府県は、住民の安全を確保するため、基礎調査結果の説明、公表に努めるとともに、市町村及び関係機関と連携し、危険な区域での開発を抑制するための準備を進める必要があります。また、都道府県から市町村に対して警戒避難体制の整備を要請するなど、土砂災害に対する安全確保の措置を行う必要があります。

○ 土砂災害防止法に基づく取り組みの強化について(補足)(平成 25 年 5 月 20 日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長補佐事務連絡) <抜粋>

1. 住民等からの土砂災害警戒区域等の指定に対する反対意見への対応

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としています。

上記趣旨を踏まえ、住民等から指定に対する反対意見があった場合、下記の対応を行う必要があります。

(1) 住民からの反対意見への対応

砂防計画課長通知 1. (1) における、指定に反対する意見を持つ住民に対する説明の留意点は、以下の通りです。

- ・ 指定によって、警戒避難体制の整備、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う責務が関係自治体に生じることにより、住民自身の安全確保が図られること。
- ・ 土砂災害の危険性を調査、評価し、結果を住民に明らかにすることが目的であり、指定により土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではないこと。
- ・ 指定は、その土地の性質を明確にするものであり、地価については、諸条件を考慮した上、市場原理により、適正な水準として評価されると考えられること。
- ・ 指定が行われない間に土地の売買や開発等が行われた場合、新たな土地の所有者や住民に土砂災害による被災の可能性が生じること。災害が発生しなくとも、土砂災害の危険性を知らないまま土地の売買や開発などが行われる可能性があること。

(2) 市町村からの反対意見への対応

砂防計画課長通知 1. (2) における、市町村長が反対意見を表明したために指定に時間を要する場合の説明の留意点は、以下の通りです。

- ・ 警戒避難体制の整備、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等を通じて、住民の安全確保を図る責務が関係自治体にあること。
- ・ 基礎調査終了後速やかに住民に対して結果を説明し、住民の災害時の警戒避難や土砂災害防止法の理解を得るとともに、指定前から警戒避難体制の整備の準備や取り組みを進める必要があること。
- ・ 調査、説明、指定等については、学区、地区等のまとまりをもった単位で行い、効率化を図るとともに、地区全体の課題であることを認識する必要があると考えられること。
- ・ 土砂災害の危険性を調査、評価し、結果を住民に明らかにすることが目的であり、指定により土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではないこと。
- ・ 指定は、その土地の性質を明確にするものであり、地価については、諸条件を考慮した上、市場原理により適正な水準として評価されると考えられること。
- ・ 指定が行われない間に、住民が危険性を認識せずに被災したり、土地の売買や開発等が行われて新たな土地の所有者や住民が土砂災害により被災したりする可能性があること。災害が発生しなくとも、土砂災害の危険性を知らないまま土地の売買や開発などが行われる可能性があること。
- ・ 基礎調査の結果、指定すべき土地であると判明していながら、未指定のままの箇所で土砂災害が発生した場合、行政の不作为が問われる可能性があること。

(3) 市町村の意見に対応するため、指定に時間を要する場合の対応

砂防計画課長通知 1 (3) に関し、以下に示す取り組みを進める必要があります。

1) 基礎調査結果の説明、公表

- ・ 住民が警戒避難体制の整備等の必要性を理解し、災害時の避難等が適切に行われるよう、基礎調査終了後速やかに住民への説明を行い、土砂災害の発生のおそれのある区域、土砂災害警戒区域等が指定されるべき区域であることの説明に努めること。また、宅地購入、土地取引、開発等の計画に際して住民等が情報を得られる手段を確保するよう努めること。
- ・ 住民の安全確保への取り組みが行われていることを示すため、住民等が指定に向けた取り組みの情報を得られる手段を確保するよう努めること。

2) 市町村に対する警戒避難体制の整備等の要請

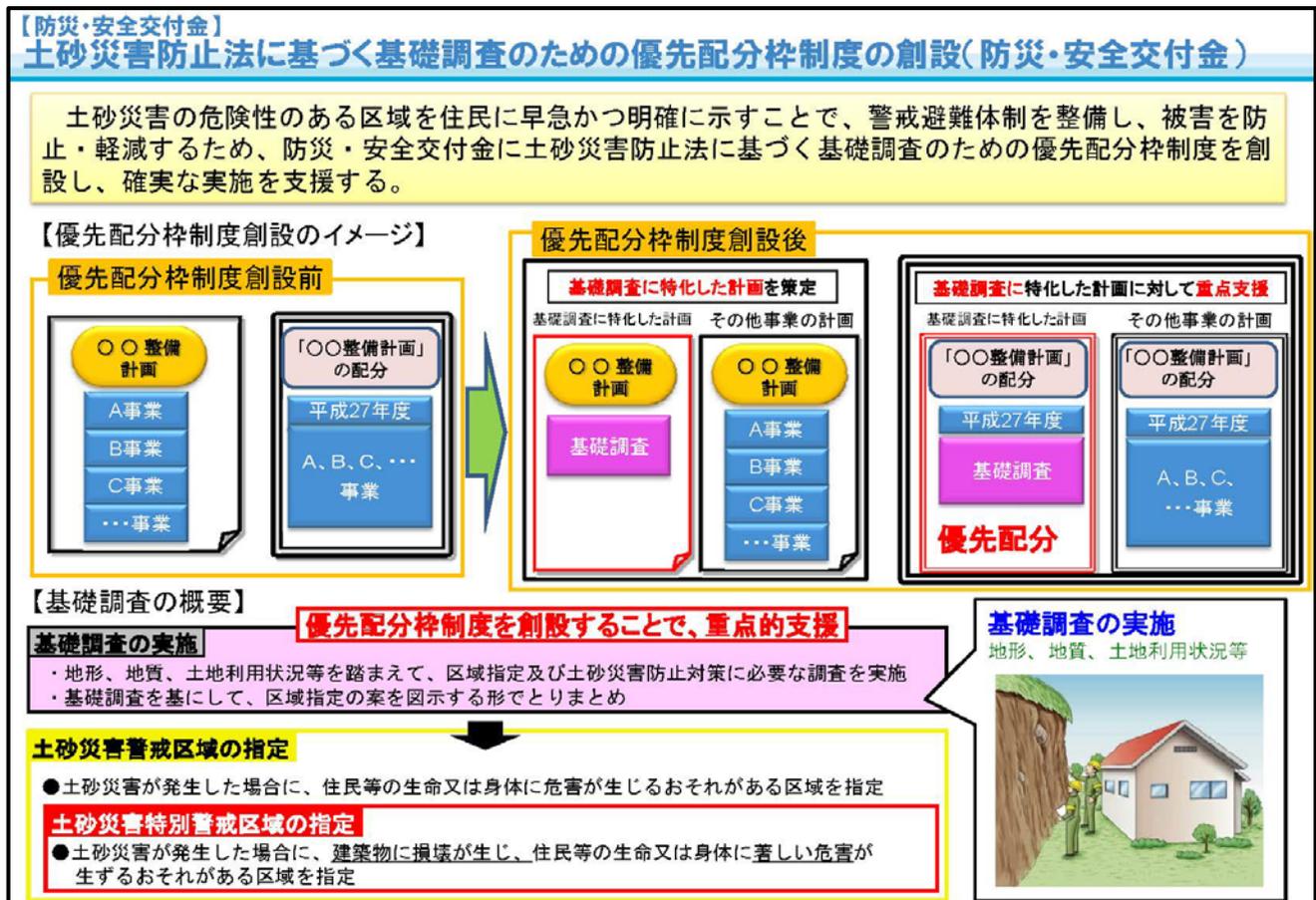
- ・ 都道府県から市町村に対し、住民の安全の確保のため、都道府県及び関係機関と連携して、指定前から警戒避難体制の整備を要請するなど、土砂災害に対する安全確保の措置を行うこと。
- ・ 都道府県は、市町村及び関係機関と連携して、新規立地施設への注意喚起をするために、基礎調査結果の情報共有を行うなど、危険な区域での開発を抑制するための準備を進めること。

(4) その他の対応

指定の進捗が図られている都道府県の取り組みを踏まえると、住民や市町村に対して、丁寧な説明や働きかけを続けることが効果的です。そのため、指定に時間を要する地域についても、市町村や住民に対して説明を重ねることが必要です。さらに、住民等が土砂災害の発生のおそれのある区域を認識し、警戒避難等の必要性を理解できるように、都道府県及び市町村別の基礎調査の実施状況、土砂災害警戒区域等の指定状況等の定期的な公表を行い、指定に向けた取り組みの進捗状況等の周知に努める必要があります。

(注) 下線は当省が付した。

表 2- (2) - ⑬ 基礎調査のための優先配分枠制度（防災・安全交付金）の概要



(注) 国土交通省の資料による。

表 2-(2)-⑭ 土砂災害警戒区域等の指定状況（平成 27 年 11 月 30 日現在）

（単位：区域、％）

区 分	基礎調査終了区域数 (A)	警戒区域等 指定数 (B)	未指定区域数		割合	
			(C=A-B)	2年以上経過 (D)	指定率 (B/A×100)	2年以上未指定となっ ている区域の 割合 (D/C×100)
警戒区域	173,726	161,120	12,606	1,156	92.7	9.2
特別警戒区域	125,151	92,683	32,468	13,852	74.1	42.7

(注)1 当省の調査結果による。

2 「基礎調査終了区域数」は、土砂災害防止法第 4 条第 2 項に基づき基礎調査結果を市町村長へ通知した区域の数、「警戒区域等指定数」は土砂災害防止法第 7 条第 4 項及び第 9 条第 4 項に基づき指定公示した区域の数である。

3 「未指定区域数」のうち「2 年以上経過」の数は、基礎調査結果の市町村長への通知後、2 年以上経過しているが警戒区域等に指定されていない区域の数である。

表 2-(2)-⑮ 基礎調査終了後も長期間未指定となっている区域がある都道府県の数及び未指定となっている区域に占める長期間未指定区域の割合（平成 27 年 11 月 30 日現在）

（単位：都道府県、区域）

区 分	警戒区域		特別警戒区域	
	都道府県数	区域数	都道府県数	区域数
① 2 年以上未指定の区域がある都道府県	7	1,156	9	13,852
i 2 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上	3	1,093	6	13,792
ii i のうち 5 割以上	—	—	3	12,800
iii ii のうち 7 割以上	—	—	2	12,588
② 5 年以上未指定の区域がある都道府県	5	461	8	6,159
i 5 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上	1	260	4	5,965
ii i のうち 5 割以上	—	—	—	—
③ 10 年以上未指定の区域がある都道府県	1	22	2	1,191
10 年以上未指定の区域の割合が 2 割以上	—	—	—	—

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑯ 2 年以上区域指定が行われていない理由

(単位：都道府県、区域、%)

	2 年以上区域指定が行われていない理由	2 年以上未指定の都道府県数、区域数			
		都道府県数	警戒区域	都道府県数	特別警戒区域
①	関係市町村との協議や住民への説明に時間を要しているもの	6	1,128 (97.6)	8	13,825 (99.8)
②	その他（区域指定の単位としている地域全体の基礎調査完了まで指定を見合わせているもの等）	1	28 (2.4)	1	27 (0.2)
	合 計 (割合)	7	1,156 (100)	9	13,852 (100)

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ⑰ 市町村との協議や住民への説明に時間を要している理由の例

区分	概要
<p>反対住民の理解が得られるまで区域指定を行わないとしているもの</p>	<p>当該都道府県では、警戒区域等の指定に当たって、市町村や住民の意見が反映されるよう努めることを求めた土砂災害防止法制定時の国会の附帯決議を尊重し、警戒区域等の指定に当たっては、市町村及び住民の同意を得ることを前提としている。市町村長に対する基礎調査結果の通知後、都道府県の出先機関において、警戒区域等指定予定地に該当する住家の所有者及び地権者を住民基本台帳や不動産登記簿等により調査し、関係者を特定した上で住民説明会を実施し、住民説明会を欠席した者に対しても、資料送付と併せて意見表明の機会を与えるためのアンケートを実施している。その後、都道府県の出先機関から市町村に対し当該予定地の区域指定について意見照会を行い、「特段の意見なし」とする旨の回答があり、かつ、住民説明会やアンケートにおける反対者の理解が得られた予定地について区域指定を行っている。</p> <p>このため、住民から反対意見が出た場合、理解が得られるまで区域指定が行われず、長期間未指定となっている。</p> <p>住民説明会やアンケートにおいて多くみられる意見としては、不動産価値が下がることに対する懸念、特別警戒区域に指定された場合の建築物の構造規制等を快く思わない意見、行政に対する漠然とした不満などとなっている。</p>
<p>市町村の同意を得るまで区域指定を行わないとしているもの</p>	<p>当該都道府県では、警戒区域については長期間未指定となっているものはないが、特別警戒区域については、平成 27 年 11 月 30 日現在、3 市町村において、地元市町村から同意が得られず 2 年以上未指定となっているものが 1,929 区域ある。</p> <p>市町村が区域指定に同意していない主な理由としては、もともと都会に近い山間部という立地条件から、都会に移住しやすいという環境に加え、特別警戒区域の指定により可住地の大半が特別警戒区域内となり、特定開発行為の許可や建築物の構造規制が課され、建築物の建設費用が多額になると、地域振興に尽力しているにもかかわらず過疎化が一層進行するおそれがあるとしている。</p> <p>これに対し、当該都道府県は、同意が得られず未指定となっている特別警戒区域指定予定地を平成 24 年 3 月に公表しているほか、28 年 2 月には、区域指定について同意が得られない 2 市町村に対して文書により指定の同意を促しているものの、区域指定に至っていない。</p> <p>当該都道府県では、地元市町村は、地域の实情に最も精通している上、区域指定後の警戒避難体制の整備、住民への周知、砂防事業への対応などで重要な役割を担っており、今後の土砂災害対策の円滑な実施を考慮する必要があるとして、市町村の同意がないまま区域指定することはないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(2)－⑱ 市町村の理解が得られないため特別警戒区域の指定が進んでいない都道府県の例

概 要
<p>当該都道府県では、警戒区域については、平成 24 年度までに基礎調査が完了し、26 年度までに県内全市町村（19 市町村）において 3 万 2,125 区域の指定を完了している。</p> <p>一方、特別警戒区域については、平成 27 年 11 月 30 日現在、10 市町村 1 万 4,567 区域について基礎調査が完了（うち 2 市町村では全域では完了していない。）しているものの、区域指定が完了しているのは 19 年度に指定された 1 市町村の一部地域（912 区域）にとどまっており、10 市町村 1 万 3,655 区域については市町村から区域指定について同意が得られていないため未指定となっている。このうち 6 市町村 1 万 659 区域は、基礎調査結果の市町村長への通知から 2 年以上経過しており、この中には当該通知から 10 年以上経過しているものも 1 市町村 1,170 区域ある。</p> <p>市町村が区域指定に同意していない主な理由としては、特別警戒区域に指定された場合、i) 建築行為に建築確認申請が必要となる、建築物の構造規制が強化されるなど新たな住民負担が発生すること、ii) 家屋移転や建物補強などに対する支援制度も十分ではないこと、iii) 土地の買い手がなくなることや、価格が下落する可能性があること、iv) Uターン・Iターン希望者の転入が阻害され、過疎化に拍車が掛かり地域の活力が低下することへの懸念などによるものとなっている。</p> <p>当該都道府県では、特別警戒区域の指定については市町村長の同意が得られてから進めることとしており、区域指定を進めるための取組として、平成 22 年度に当該都道府県独自の住宅補強支援事業を創設、26 年度に特別警戒区域の指定方針を策定している。当該方針では、公民館単位など警戒避難体制を考慮した指定や、要配慮者利用施設のある地区や避難所施設及び避難場所施設のある地区などから段階的に指定するなどを行うこととし、27 年 8 月には基礎調査完了済みの 6 市町村に対して合同会議を開催して当該方針について説明している。</p> <p>この方針を踏まえ、当該都道府県では、平成 27 年 11 月に、基礎調査が市域全体で完了している 6 市町村長に対して区域指定の今後の取組に関する意見照会を実施したものの、回答のあった 6 市町村のうち、指定に前向きな意向を示したのは 1 市町村のみであり、その他の 5 市町村は、「指定を見合わせたい」、「現時点での指定は困難」等と回答している。</p> <p>このため、平成 28 年度には、特別警戒区域の指定について消極的な意見を提出している市町村長を当該都道府県幹部（土木部長）が直接訪問して、区域指定の趣旨説明や区域指定に消極的な理由の聴取などの意見交換を行っているが、区域指定には至っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。